

I o T ・ A I 等導入促進事業補助金に関する質疑および回答について

(平成 29 年 10 月 10 日まで受付分)

○事業内容について

(質問 1) 「I o T ・ A I 等」の定義を教えてください。

(回答 1) 当補助金における定義は、【募集要領・別表】に掲載のとおりです。県では、A I の導入について、まずはビッグデータの収集が不可欠と考えており、I o T 等によるビッグデータの収集を前提条件としています。

(質問 2) 補助対象事業となるような具体的な事例を教えてください。

(回答 2) 県内ではまだ少ないですが、全国的に I o T や A I を活用した生産性向上の事例は多数ございます。なお、中小企業庁が公表 (H29.5.17) している「第四次産業革命と中小企業について」【資料 1 p.9-10】では、製造業、物流、健康・医療、農業の具体的な活用事例の掲載がありますので、ご覧下さい。

(質問 3) 「A I 等活用先進型モデル」枠で、I o T 以外の方法で収集したデータを用いた取り組みは対象になるか。

(回答 3) I o T 以外の手法を用いて自社で収集したビッグデータを活用する取り組みであれば対象としたいと思いますが、具体的事例に応じて判断しますので、別途県にご相談ください。

(質問 4) 「経営力向上計画」の認定申請内容や「中小企業投資促進税制」の適用申請内容と重複しても構わないか。

(回答 4) 構いません。

○補助対象者について

(質問 5) 「つながる工場・店舗」I o T 活用実証枠は、自社と工場を連携させる取り組みは対象になるか。

(回答 5) 県内中小企業 2 社以上のグループとしておりますので、対象外です。その他の支援枠をご活用ください。

(質問 6) 製造業以外も対象になるか。

(回答 6) 製造業以外も対象になります。【募集要領】の「県内中小企業」に該当しない法人である場合、別途県にご相談ください。

(質問 7) 当社は、A I を活用した I o T システムを開発予定の I T 企業だが、当システム開発は、「A I 等活用先進型モデル」枠の支援対象に該当するか。

(回答 7) 当補助金は、I o T ・ A I 等を導入する企業を支援するためのものです。システム開発そのものへの支援は想定しておりません。

○予算額について

(質問8) 支援枠ごとに予算額が決まっているか。

(回答8) 支援枠ごとに予算はなく、総額で16,000千円です。支援枠ごとの想定件数は、「身の丈」枠：3件、「つながる」枠：2件、先進型：1件です。

※執行率を8割程度見込んでいます。

○事業対象期間について

(質問9) 交付決定はいつ頃か。

(回答9) 11月下旬を予定しています。

(質問10) 既に発注したシステムは対象になるか。

(回答10) 交付決定後の経費のみ補助対象とします。

(質問11) 事業対象期間内に、IoT導入の成果の検証が必要か。

(回答11) 検証までは求めません。機器やシステムを導入した場合、それが正常に稼働し、当初の計画が実行できるかの試運転まではお願いしたいと思います。

○審査について

(質問12) 採択に向けた審査委員会が開催されるのか。

(回答12) 面談形式の審査会を開催予定です(11月中旬頃)。すべての申請案件を審査対象にするかは現時点で未定です。また、IT企業と協同をする場合、当該IT企業が審査会に参加することも可としたいと考えています。

○補助対象経費について

(質問13) 【募集要領・別表】には、タブレット端末の購入費を対象外としているが、クライアント端末として活用する場合も対象外か。

(回答13) 汎用性の高い機器は購入の対象外としております。新たに機器を購入しないと補助事業が出来ない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、事業期間内の経費を補助対象として認めます。

○その他

(質問14) 補助金を受け取ることで、取組みやデータなどが公開されることはあるか。

(回答14) 採択した事業について、その目的や全体的な取組みを事業者と相談のうえ補助金活用事例として紹介する予定です。なお、企業の固有の財産であるデータ等を公開することはありません。

(質問15) 次年度も補助金の募集はあるか。

(回答15) 次年度の募集については、現時点では未定です。

I o T ・ A I 等導入促進事業補助金に関する質疑および回答について

(平成 29 年 10 月 13 日まで受付分)

○事業内容について

(質問 1 6) 一度に複数の枠を申請することは可能か。

(回答 1 6) 今回は、1 社につき 1 件の申請とします。

○事業対象期間について

(質問 1 7) 事業対象期間内に機器を購入し、本格稼働は次年度以降になるが、その場合、機器購入分だけを対象にできるか。

(回答 1 7) 事業対象期間中に、機器を含むシステムを運用し、データの収集等の確認ができることが必要です。それをもとに実績報告書を作成いただき、実際の検査でもその点を確認します。

○補助対象経費について

(質問 1 8) 汎用性のあるソフトウェアの購入は対象になるか。

(回答 1 8) 専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は対象とします。(ただし、文書作成ソフトウェアは除きます。)

(質問 1 9) 県外企業のパッケージ製品を購入し、自社でカスタマイズする場合は対象になるか。

(回答 1 9) 対象になります。

○実施計画書

(質問 2 0) 県外(国外)にも支社があるため、事業計画は、会社全体でなく、(I o T を導入する)工場単位で記載したいのだが、可能か。

(回答 2 0) 原則、募集要領に従い、会社全体の数字を記載してください。なお、あわせて、工場単位での計画を提出いただいた場合も審査の対象とします。

I o T ・ A I 等導入促進事業補助金に関する質疑および回答について

(平成 29 年 10 月 19 日まで受付分)

○補助対象者について

(質問 2 1) 大企業や「みなし大企業」は補助対象外か。

(回答 2 1) 本補助金の補助対象となる中小企業は、中小企業基本法で定義されている中小企業者としてしていますので、同法の中小企業に該当しない大企業は補助対象外です。また、下記に定義されるような、いわゆる「みなし大企業」についても、補助の対象外とします。

- ① 発行済株式の総数または出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

※上記旨を募集要領に追記しました (10 月 19 日)。

○補助対象経費について

(質問 2 2) 事務用のコンピュータは購入対象外としているが、反対に購入対象に出来るコンピュータは、いわゆる I o T で用いるラズベリーパイや arduino 等の小型のコンピュータに限るのか、それとも I o T のデータ処理やモニタリングのために用意するコンピュータ (windows や Mac) なども対象にできるのか。

(回答 2 2) I o T 機器のデータ収集や制御など、専ら補助事業のために使用し、購入が必要であるコンピュータ (windows や Mac、Linux など) は対象とします。ただし、事務用のノートパソコンやタブレット端末などの汎用性の高い機器で、それらがないと事業が出来ない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、事業期間内の経費を補助対象として認めます。

(質問 2 3) データを社外に置きたくない為、社内データ蓄積用のサーバを用意したいと考えているが、データ蓄積専用のサーバコンピュータは補助の対象となるのか。

(回答 2 3) 専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は対象とします。ただし、補助事業のために必要十分な仕様と判断されるものに限りです。

(質問 2 4) ソフトウェアを内製する場合に、通常の業務と異なる作業が発生した場合の person 費なども補助の対象となるか。

(回答 2 4) 自社社員の給与等の person 費は補助対象外となります。

○提出書類

(質問 2 5) 提出書類は紙ベースだけで良いか。

(回答 2 5) 紙ベースでの提出にあわせ、事業実施計画書のみ Word 形式で新産業創出課宛て (sinsangyo@pref.fukui.lg.jp) にデータ送付願います。

※上記旨を募集要領に追記しました (10 月 19 日)。